肺がん一次検診総合判定医師(比較読影医師)の認定登録条件等

1.認定登録の条件：新規申請時

(1)熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会の認定する「肺がん検診読影医師」であって、一次検診機関又は肺がん診療実施機関で3年間実務に従事している者

(2)熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会の認定する「肺がん検診読影医師」の実務暦3年以上であって、熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会(肺がん検診従事者講習会)を申請前に3年間に2回以上受講した者

(3)登録の期間・認定審査手数料

①登録の期間は、3年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の3月31日までとする。

②認定審査手数料は新規・更新共1万円とする。

2.遵守事項

(1)更新申請までに、部会が指定する講習会等に出席すること。なお、3年間に3回は出席すること。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会(肺がん検診従事者講習会)

＊医師会が主催する生涯教育講座(呼吸器部門)

＊熊本県肺がん研究会

＊日本呼吸器学会、日本肺癌学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本結核病学会、日本医学放射線学会等

(2)認定登録条件に変更が生じたときは、速やかに報告すること。

(3)　(1)(2)の事項を遵守しないときは、認定を取り消すことができる。